

コーポレート・ガバナンス報告書

2024年12月6日

株式会社サーティフォー

代表取締役社長 唐橋 和男

問合せ先：専務取締役 CFO 荒井 耕司

042-779-7766

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社の経営理念等に基づき、持続的な成長と企業価値の向上を図り、全てのステークホルダーに対して経営の透明性を確保するための経営体制の構築し、その信頼を得ることが不可欠と認識しております。このため、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題と捉え、機能強化に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
唐橋 和男	611,900	81.03
唐橋 孝子	80,000	10.59
唐橋 一孝	11,700	1.55
唐橋 二之	11,700	1.55
唐橋 宗三	11,700	1.55
株式会社 TAKA コーポレーション	8,400	1.11
株式会社いずみの	3,000	0.40
サーティフォー社員持株会	2,200	0.29
吉武 浩	1,000	0.13
山下 正純	1,000	0.13

支配株主名	唐橋 和男、唐橋 孝子
-------	-------------

親会社名	なし
------	----

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主等との間に取引については、取引理由及びその必要性、取引条件の妥当性等について、取締役会において予め十分に審議の上で意思決定を行い、少数株主の利益を損なうことのないよう対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
織田 昌之助	他の会社の出身者											
黒羽 秀朗	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
織田 昌之助	—	—	取締役・監査役として企業経営の経験に関する高い見識及び豊富な経験や幅広い知識を有しており、当社グループの経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上を期待し、選任しております。
黒羽 秀朗	—	—	同業他社において、代表取締役として企業経営に関する豊富な経験を有しており、当社グループの経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上を期待し、選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、内部監査チーム及び監査法人との連携を図っており、それぞれが行った監査の実施状況と結果等の報告を受けるとともに意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
白倉 健太郎	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白倉 健太郎	—	—	監査法人での監査経験や公認会計士としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場から当社グループにおける経営の監視がなされることを期待し、選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬総額は、株主総会において決議され、その具体的な配分は取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートは、管理部が窓口となり実施しており、取締役会の議案については、原則、取締役会の3日前までに共有を行い十分な検討を行える時間を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

当社の取締役会は取締役8名(うち社外取締役2名)により構成され、原則として月に1回の定例会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針その他重要事項を迅速に決定するとともに、取締役の職務執行状況を確認しています。

2. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。社外監査役白倉健太郎氏は当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係はありません。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

3. 内部監査チーム

当社の内部監査は、管理本部長が内部監査担当者として実施し、管理本部の内部監査は、代表取締役が指名する内部監査担当者が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、被監査部門に対して改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しております。

4. 会計監査

当社は、OAG監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2023年12月期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、高橋大樹氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。

また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士12名その他4名であります。なお当社と監査に従事する監査法人、公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模等に応じて業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記の体制が当社にとって最適であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるように、株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主重視の観点から、一般的な株主総会が集中すると思われる日程を避けて、開催日を設定するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、及び決算説明会資料等について掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部を担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後の検討課題としておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令による内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しております。現状、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織および担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における方針・基準として、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。

これを受け、当社の主要な会議や、朝礼などの機会を利用し、定期的に、その内容の周知徹底を図っております。

また、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターの賛助会員にも加入し、情報収集を行い、社内で情報共有をしております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、所轄部署は管理部として、運用を行っております。具体的には、新規取引先については、外部調査機関などを用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、毎年9月には取引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「継続的取引に関する基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。過去に契約をまいたところは、暴力団排除条項が盛り込まれていないため、別途「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」を取得しております。

V. その他

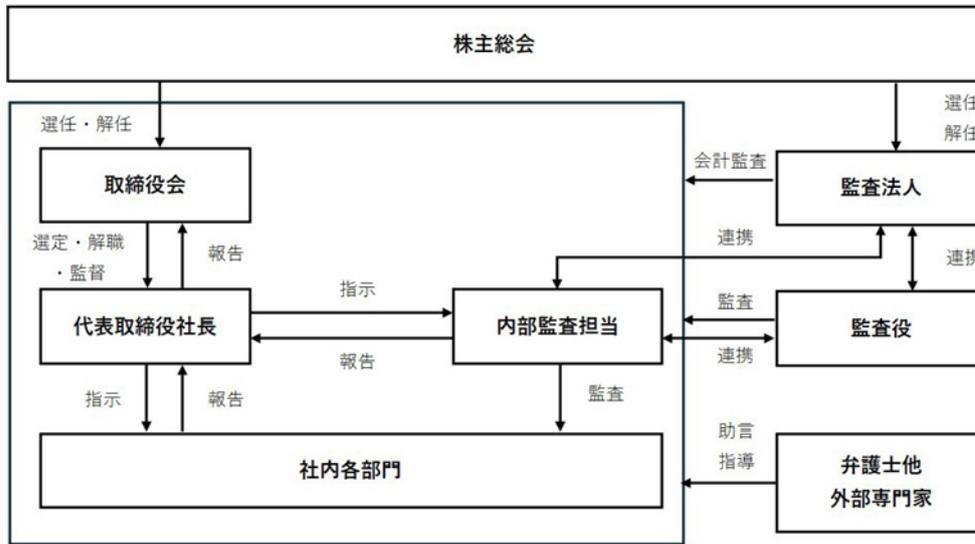
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

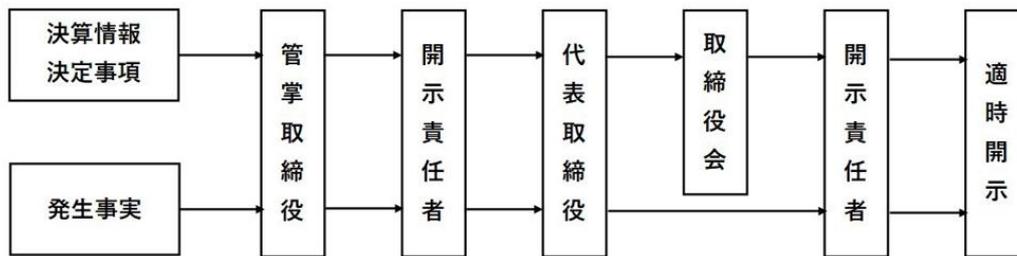
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上